

徳島県再犯防止推進計画 課題解決に向けた取組

第1 国・民間団体等との連携強化のための取組

1 国・民間団体等との連携強化

課題

- ・犯罪をした者等を支援するための関係機関・団体が一堂に会し、情報交換や連携等を図るための場がない。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の実施	令和4年度の実施（予定）
P5	関係機関による再犯防止推進協議会を設置し、課題等の情報共有、徳島県再犯防止推進計画の管理・検証等を行います。	消費者政策課	徳島県再犯防止推進計画の検証を行うため、庁内各課に令和3年度の実施と令和4年度の実施予定の照会を行った。	関係機関による徳島県再犯防止推進協議会を設置・開催し、計画の検証等を行う。 (R4.11.1開催)

課題

- ・行政、就労及び医療・介護等の関係機関が連携して犯罪をした者等を支援するための体制を強化する必要があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の実施	令和4年度の実施（予定）
P5	県内外のあらゆる関係機関・団体と連携して犯罪をした者等を支援するための体制づくりについて検討します。	消費者政策課	徳島県再犯防止推進協議会のもと、関係者間の連携を強化するとともに、支援情報の共有を図った。	引き続き、徳島県再犯防止推進協議会のもと、関係者間の連携を強化するとともに、支援情報の共有を図る。

第2 就労・住居の確保のための取組

1 就労の確保

課題

- ・高齢や障がいなどの理由により、就労が難しい者がいること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況（予定）
P7	引き続き、徳島県すだちくんハローワーク等において、国や関係機関と連携しながら、きめ細やかな職業相談・職業紹介に取り組めます。	労働雇用戦略課	関係機関と連携し、ニーズに応じたきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施し、就労の促進に努めた。	引き続き、関係機関と連携し、ニーズに応じたきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施し、就労の促進に努める。

課題

- ・矯正施設だけでは実施可能な職業訓練は限られていることから、必ずしも、協力雇用主として登録している企業の雇用ニーズに即した職業訓練が十分に実施できているとは言えない状況にあること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況（予定）
P7	出所後の継続的な就労に結び付くように、引き続き、生活困窮者自立支援制度のうち就労準備支援事業や就労訓練事業などへのつなぎ等に努めます。	国保・自立支援課	生活困窮者自立支援事業の一環として、アウトリーチによる各対象者へのきめ細やかな支援を実施し、また新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給により就労自立に向けた取り組みの促進を図った。	出所後の刑余者には、心身等に障がいを抱える方や高齢者等も含まれるため、関係機関との連携を密にし、アウトリーチによる訪問支援や同行訪問を行うなど、複合的な課題を解決するとともに、就労自立できるよう取り組む。

課題

- ・徳島刑務所の受刑者の多くが県外出身者のため、就労の支援に限界があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の取組	令和4年度の取組（予定）
P7	矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）、徳島県就労支援事業者機構及び協力雇用主と連携した就職先の確保等の施策について、検討します。	消費者政策課	徳島県再犯防止推進協議会のもと、就職先の確保等の施策に関して、関係機関等と情報共有を図った。	引き続き、徳島県再犯防止推進協議会のもと、就職先の確保等の施策に関して、関係機関等と情報共有を図る。

2 住居の確保

課題

- ・身元引受人や身元保証人のない者、高齢や障がい、病気などにより就労が困難なため、民間の賃貸住宅を利用することが出来ない者がいること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の取組	令和4年度の取組（予定）
P9	関係各機関が連携して、犯罪をした者等の住居の確保に取り組めます。	住宅課	保護観察対象者を含む住宅確保要配慮者の入居を受け入れる「セーフティネット住宅」の登録促進を行った結果、大手不動産会社の一括登録により、県内の登録数が大幅に増加した。	引き続き「セーフティネット住宅」登録について、より一層の推進を図っていくとともに、居住支援協議会を通じ、事業者等の保護観察対象者への理解が深まるよう、居住支援に関する情報共有を進める。

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

1 高齢者及び障がい者に対する支援

課題

- ・本県においては、犯罪をした者等に占める高齢者及び障がい者の割合が非常に高く、就労や住居の確保が特に困難であり、また治療を必要とする者もいることから、再犯を防止するための十分な施策の実施が必要とされていること。
- ・特別調整や更生緊急保護を希望しない者や、要介護認定・障がい者手帳を取得するほどではないが支援が必要な者等への対応が必要であること。
- ・高齢又は障がいのある者のうち、適切な社会福祉施設や社会福祉制度等に繋ぐ必要がある者については、社会福祉士等の民間の支援者と協力して対応を行う必要があるが、現状では支援のための協力体制や助成制度が整っていないため、必要な対応を行うことができないおそれがあること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の取組	令和4年度の取組（予定）
P11	現在の取組のほかに、国の関係機関への保健・医療・福祉サービス等の支援制度や手続の平易でわかりやすい言葉による細やかな周知を行います。	国保・自立支援課	優しい日本語が記載されたリーフレットや多言語版のリーフレットを活用するなど、ホームページを利用しやすいよう工夫した。	令和4年度においても各種制度が利用しやすいよう努める。
P11	再犯防止推進協議会などあらゆる機会を活用して、関係機関の連携強化及び情報共有を図るとともに、その中で必要とされる支援・助成制度については、全国の実施状況等について情報収集を行い、検討します。	消費者政策課	国主催の「都道府県再犯防止等推進会議」等により、支援制度等について情報収集を行った。	徳島県再犯防止推進協議会のもと、関係機関の連携強化及び情報共有を図るとともに、引き続き、全国の支援制度の実施状況等について、情報収集を行う。

2 薬物依存症者に対する支援

課題

- ・薬物事犯者には，更生保護団体や徳島ダルク，保健師等の各機関が連携した支援体制が必要であること。
- ・薬物依存に対する医療機関・体制の不足，薬物依存症者が自助グループだけでは薬物依存症の知識や支援の情報を入手しがたいこと。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度取組	令和4年度取組（予定）
P12	現在の取組を通じて，課題の解決に向けて各機関と連携します。	薬務課	徳島県薬物乱用対策推進本部会議（令和3年7月12日開催）において，関係機関と活動状況や事業推進方針等について情報共有を行うとともに，相談先がわからない場合でも，相談内容に応じて適切な機関を紹介，連携して対応する薬物相談総合窓口を新たに設置した。	徳島県薬物乱用対策推進本部会議において，関係機関の活動状況や事業推進方針等について情報共有を図り，各機関の連携を推進する。設置している薬物相談総合窓口を啓発資材等を活用して周知を図る。
		精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医による特定相談（依存症相談）を月2回実施。 ・徳島ダルクの支援会議に出席。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医による特定相談（依存症相談）を月2回実施予定。 ・センター職員による電話相談。（休日祝日を除く平日午前9時～午後4時） ・自助グループの支援会議等に出席。

第4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施のための取組

1 非行の防止

課題

- ・家庭環境に対する親の意識の二極化傾向が生じていること。
- ・福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援（発達障がい等）や、保護者への相談支援が必要であること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度取組	令和4年度取組（予定）
P14	引き続き、療育支援が必要な少年・保護者については、県の関係機関による相談支援等を実施します。	こども女性相談センター	養育支援が必要な少年・保護者については、県の関係機関による相談支援等を実施した。	引き続き、療育支援が必要な少年・保護者については、県の関係機関による相談支援等を実施します。
P14	県警察においては、立ち直り支援として、継続的な指導・助言のほか、農業体験活動、スポーツ活動、社会奉仕体験活動などの居場所づくりや修学・就労の支援を実施し、少年の規範意識の向上及び非行防止に努めます。	少年女性安全対策課	少年とその保護者に対して継続的な指導・助言を行ったほか、農業体験活動や制作活動を通じて、少年の規範意識の向上及び非行防止を推進した。	引き続き、少年とその保護者に対する継続的な指導・助言を行うほか、農業体験、スポーツ活動、社会奉仕体験活動などの居場所づくりを通して、非行少年や修学・就労に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援を推進する。

2 学校等と連携した修学支援の実施

課題

・非行少年もしくは非行少年であった者に対して支援を行う際は、それぞれの事情について配慮して、矯正施設や保護観察所、学校などの関係機関が連携する必要があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の取組	令和4年度の取組（予定）
P15	現在の取組のほかに、関係機関が連携して情報交換や支援等を行うための体制づくりについて検討します。	次世代育成・青少年課	子ども・若者支援地域協議会や支援者養成講習会を開催し、関係機関相互の情報共有と子ども・若者の支援者の資質向上を図った。	子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関相互の情報共有を図るとともに、支援者養成講習会を開催し、子ども・若者の支援者の資質向上を図る。
		いじめ問題等対策室	阿波っ子スクールサポートチーム会議の開催（児童生徒の問題行動等について学校と関係機関が協議し、情報共有を図り、児童生徒への適切な対応につなげた。）	阿波っ子スクールサポートチーム会議の開催（児童生徒の問題行動等について学校と関係機関が協議し、情報共有を図り、児童生徒への適切な対応につなげる。）
		少年女性安全対策課	県教育委員会と少年サポートセンターで組織した阿波っ子スクールサポートチームにおいて、こども女性相談センターや法務少年支援センター等関係機関と連携し、問題を抱えた少年の支援について検討した。	引き続き、阿波っ子スクールサポートチームの活用や法務少年支援センター等の関係機関と連携した支援活動を展開するなどして、問題を抱えた少年の立ち直り支援を推進する。

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 ストーカー加害者に対する指導等

課題

・ストーカー事案の加害者の中には、被害者への強い執着心等から、検挙等をされることを考慮せずに再度のつきまとい等続ける者も存在し、再犯防止のためには、加害者の内面に働きかけを行い、被害者に対する執着心を取り除くことが有効と考えられています。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の取組	令和4年度の取組（予定）
P16	引き続き、県警察においては、加害者の同意に基づき、加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受けたり、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関等との連携を推進しているほか、加害予防や被害防止等のため、ストーカー行為等に関する調査研究を推進します。また、必要に応じて保護観察所等と連携して、加害予防のための取組を行います。	少年女性安全対策課	ストーカー事案の加害者に対して、精神医学的治療等を促し、加害者の同意に基づいて地域精神科医療機関に繋げる取組を推進した。 また、ストーカー行為等に関する調査研究の結果をとりまとめた「ストーカー行為に関する官学共同研究報告書」を作成し、教育機関等に配布したほか、その調査研究結果を活用し、中学校・高校・大学において、ストーカー事案防止対策講座を行い、加害予防・被害防止等を図った。	引き続き、ストーカー事案の加害者に対して精神医学的治療等を促すほか、保護観察所等と連携し、加害予防や再犯防止に努めるとともに、ストーカー行為等に関する調査研究結果を活用し、学校等におけるストーカー事案防止対策講座等を行い、加害・被害の両面での未然防止や拡大防止等の取組を推進する。

2 暴力団員の社会復帰に向けた指導等

課題

・徳島刑務所及び徳島保護観察所が行う指導内容について、県警や福祉関係機関との間で十分な情報共有がされておらず、継続した個別支援には至っていないことから、今後、関係機関との連携強化等が課題となっています。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の取組	令和4年度の取組（予定）
P17	<p>徳島刑務所及び暴追センターと連携し、暴力団からの離脱や出所後の社会復帰を望んでいる受刑者に対し、刑務所から要請を受けた警察や暴追センターが刑務所に赴き、暴力団離脱方法、社会復帰対策、就労支援に関する講話や個々面接等を実施します。</p> <p>また、暴力団から離脱した者の社会復帰対策を推進するため、警察本部と徳島公共職業安定所、徳島刑務所等の関係機関が連携を図り、暴力団離脱者の就労希望者に対する指導、就労を支援します。</p> <p>さらに、暴追センターにおいては、離脱者を雇用した協賛企業に対する給付金制度を広く周知させるなどして、協賛企業の拡大に取り組みます。</p>	捜査第二課・暴力追放県民センター	<p>暴力団からの離脱や出所後の社会復帰を望んでいる受刑者に対し、刑務所から要請を受けた警察・暴追センターの担当者が刑務所に赴き、受刑者と面接のうえ、離脱指導等を実施する体制を構築しています。</p> <p>徳島県暴力団離脱・社会復帰支援協議会を書面開催し、刑務所、公共職業安定所等関係機関との連携を図りました。</p> <p>暴追センターにおいては、離脱者を雇用する協賛企業の拡大に向けて定期的な連絡に努め、協力依頼を行いました。</p>	<p>前年度と同様に関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑務所受刑者に対する離脱指導 ・暴力団離脱・支援協議会の開催 ・協賛企業の開拓 <p>など積極的に実施したい。</p>

3 性犯罪をした者に対する指導等

課題

・性犯罪をした者については、単一の機関のみで対応することが困難な場合が多いことから、国や県警察等の関係機関と連携して対応する必要があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の取組	令和4年度の取組（予定）
P18	引き続き関係機関と連携して現在の取組を進めることにより、性犯罪の防止及び被害者の支援を行います。	男女参画・人権課・こども女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害相談支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、性暴力被害者からの相談を受け、必要な支援を実施するとともに、パネル展の実施等により、全国共通短縮ダイヤル「#8891」や性犯罪・性暴力の防止について周知・啓発を行った。 ・配偶者暴力相談支援センター及び性暴力被害者支援センターの相談窓口周知用ステッカーを県内の公共施設や商業施設に配布した。 	引き続き、性暴力被害者に対し、関係機関との連携により必要な支援を提供するとともに、性暴力被害者支援に関する広報・啓発に努める。
		精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医による特定相談（依存症相談は月2回、思春期相談は月4回）（予約制） ・電話相談（休日祝日を除く平日午前9時から午後4時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医による特定相談（依存症相談は月2回、思春期相談は月4回）（予約制） ・電話相談（休日祝日を除く平日午前9時から午後4時）
		少年女性安全対策課	<p>県警察においては、子供への暴力的性犯罪で服役し出所した者で、警察庁が登録した者に対しては、所在確認を行うなど、組織的かつ継続的に再犯防止に向けた措置の強化を図った。</p>	現在の取組を継続するとともに、関係機関等との連携と情報共有を行い、再犯防止に向けた措置の強化を図る。

4 DV加害者に対する指導等

課題

・DV加害者については、単一の機関のみで解決策を見いだすことが困難な場合が多いことから、市町村や県警察、民間団体等の関係機関との協働を緊密に進める必要があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の取組	令和4年度の取組（予定）
P18	引き続き関係機関と連携して現在の取組を進めることにより、DVの予防に向けた取組や、個々の被害者の状況に応じた多様な支援を行います。 また、国や民間団体等が進めている加害者更生のための指導に関する調査研究について、情報収集・提供に努めます。	男女参画・人権課・こども女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・DVの被害者も加害者も発生させないという視点から若年層を対象に「デートDV防止セミナー」を実施した。 ・DV電話相談の24時間対応など、DV被害者に寄り添った相談支援を実施するとともに、ホームページやSNS等での広報やパネル展等の実施により、相談窓口や全国共通短縮ダイヤル「#8008」の周知・啓発を行った。 ・配偶者暴力相談支援センター及び性暴力被害者支援センターの相談窓口周知用ステッカーを県内の公共施設や商業施設に配布した。 	引き続き、若者の意識啓発を図るとともに、DVに関する広報・啓発やこども女性相談センターにおける相談支援を実施する。
P18	県警察においては、加害者への指導警告その他事案に応じた適切な措置を講じ、更なる加害行為の防止に取り組むとともに、保護対策関係機関と連携して、加害予防のための取組を推進しています。	少年女性安全対策課	加害者に対して指導警告や検挙措置を図るなど、事案の危険性や切迫性等に応じた適切な措置を講じたほか、保護対策関係機関と連携して、加害予防・再犯防止に取り組んだ。	引き続き、保護対策関係機関と連携し、被害者等の安全確保を最優先にし、加害者への対処を組織的に図り、加害予防・再犯防止のための取組を推進する。

第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

1 民間協力者の活動の推進

課題

- ・保護司及び篤志面接委員、教諭師等の高齢化が進む一方で保護司の候補者が少なく、定員数の確保が重要な課題であること。
- ・民間団体（徳島県更生保護女性連盟、BBS会等）においても、新規会員の確保が困難であること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の実施	令和4年度の実施（予定）
P20	県においては、引き続き現在の取組を進めるとともに、民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力や、保護司をはじめとする民間協力者の活動について周知を図ります。	保健福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護法人へ助成支援を行った。 ・保護観察所及び更生保護団体等が開催している徳島県更生保護事業関係者顕彰式典において、永年勤続保護司へ知事感謝状を贈呈した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護法人への助成支援を行う予定。 ・保護観察所及び更生保護団体等が開催している徳島県更生保護事業関係者顕彰式典において、永年勤続保護司へ知事感謝状を贈呈予定。

2 広報・啓発活動の推進

課題

- ・更生保護などの再犯防止施策の重要性について、県民の理解を深める必要があること。
- ・協力雇用主の取組について、広く県民から理解され社会的にも評価される取組が必要であること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和3年度の取組	令和4年度の取組（予定）
P21	県においては、こうした課題の解決に向けて、県広報誌等の様々な媒体や、「社会を明るくする運動」強調月間及び再犯防止啓発月間などのあらゆる機会を活用して、再犯防止施策の重要性について、県民の理解を深めるための広報・啓発を実施します。	消費者政策課	「再犯防止啓発月間」期間中、ポスターの掲示等により、市町村と連携し啓発を行った。	・「再犯防止啓発月間」期間中、ポスターの掲示、ツイッターによる投稿等、国や市町村と連携し啓発を行った。
		男女参画・人権課	「とくしま共に生きるフェスタ2021」において、各市町村の公的施設でパンフレット等を活用した啓発を実施した。	「とくしま共に生きるフェスタ2022」において、同様の啓発を実施予定。
		次世代育成・青少年課	「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会を開催し、少年非行の防止等に係る啓発を行った。	社会を明るくする運動及び「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動街頭啓発の実施や「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会の開催を通じて、県民への広報・啓発を行う。
		人権教育課	刑を終えて出所した人をめぐる人権問題の実態や学習の進め方、学習資料等、具体的実践につながる内容が掲載されている「人権教育指導書用手引書」の活用を図ったり、ホームページに実践例（学習指導案）を掲載したりし、人権教育を推進した。	刑を終えて出所した人をめぐる人権問題についての学習が一層推進されるよう、研修会で具体的実践例（学習指導案）を紹介したり、ホームページに掲載したりしていく。
P21	出所者を雇用した協力雇用主に対する優遇措置について情報収集及び検討を行います。	消費者政策課	他県の状況等について情報収集に努めた。	引き続き、国の動向や他県の状況等について、情報収集を行う。
P21	市町村における地方再犯防止推進計画の策定促進に向けて、徳島県市長会並びに徳島県町村会と連携して、必要な情報提供等を行います。	消費者政策課	各市町村に対し、法務省作成の地方再犯防止推進計画策定の手引き等について情報提供を行い、策定を促進した。（令和3年度中に、徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、上勝町、石井町、北島町、上板町、東みよし町で地域福祉計画に含有される形で策定済）	引き続き、全国の策定状況等について情報提供を行い、市町村における計画の策定を促進する。